

事業計画

○ 令和4年度事業計画	P.1～P.13
-------------------	----------

令和4年度事業計画

◎基本方針

当協議会は、地域の皆様がそれぞれの地域で自立し、お互いに助け合い、支え合いながら共に生きることのできる地域社会の実現を目指し、諸事業に取り組んでいます。

しかし、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い社会経済情勢は悪化の一途をたどり、市民生活に多大な影響が生じ、これまでにない貧困や生活困窮等が広がっています。あわせてこれまで当たり前であった交流が制限され、つながりが遮断される状況の中、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、乳幼児を抱えた子育て家庭の孤立など、様々な社会的孤立の様相があらゆる世代に渡り表出しており、これら諸問題の解消が喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、国においては、地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、市町村での実施を推進されています。

また亀岡市においては、令和3年3月、地域のつながりや関係機関との連携により地域福祉課題に対して長期的、継続的な支援を実現し、誰もが安心して暮らしていける地域づくりに向け、「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定されました。

当協議会では、これら国や府の動向、また亀岡市地域福祉計画との整合性を保ちながら、令和3年度「第3期かめおか地域福祉活動計画」の策定を行い「互いにつながりあい、誰もがずっと住み続けられるまちづくり」を基本理念に掲げたところです。この計画に基づき、地域住民や関係機関と連携・協働し、誰もが互いに尊重しあい、つながりあえる地域に向け、担い手の育成や課題を抱える人への支援等の取り組みを推進していきます。

また、介護保険事業につきましては、介護人材不足の現状は否めませんが、利用者が可能な限り居宅で安心して自立した生活が継続していけるよう、利用者やご家族に寄り添う支援を行うとともに、積極的な事業展開を進め、引き続き経営の安定化に努め、財政基盤の強化を図ります。

令和3年度、亀岡市から依頼を受けスタートした亀岡市地域包括支援センター（中部地域包括支援センター）事業については、引き続き高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が続けられるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面での総合相談窓口として、地域の皆さんに寄り添った支援を行うこととしています。

当協議会においては、地域福祉の中核を担う団体として、引き続き安定的な財源確保と法人運営の基盤強化を図るために、組織体制の構築を強化していきます。また、人材育成にあたって令和3年度、「きょうと福祉人材育成認証」

の更新基準を満たしたところであり、職員各々の働きがいと働きやすさを両立できる職場として、職員の資質向上を目指した人材育成の仕組みづくりや職場環境の整備に努めることとします。

「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、令和4年度においても、創意工夫を凝らしながら地域福祉の推進に向け積極的な取り組みを行うこととして、次の重点目標を掲げ、各事業を推進してまいります。

◎重点目標

1. 地域の特性を重視した福祉活動の推進

急速に進展する少子高齢化や核家族化に伴い、地域の課題や問題は家族機能の低下や地域の支え合い・つながりの希薄化に加え、子どもの貧困やひきこもりをはじめとする福祉制度の狭間というべき複雑で多様な課題が生じており、それがコロナ禍でより深刻になっています。つながりを切らすことなく、引き続き住民どうしの支え合い・助け合いのある地域づくりを進めます。

亀岡市の受託事業として、平成28年度から進めております、「介護予防・日常生活支援総合事業」に伴う「生活支援体制整備事業」においては、令和元年度に設けた、「実務者会議」のメンバーである実務者自らが地域に入り、より深い実情理解の中で、地域課題を把握しながら地域に寄り添った活動を展開してきたところです。今後の事業展開としては、実務者会議に地域からの活動者を新たなメンバーとして加えながら、「第2層協議体（準備会）」に移行することにより活動や議論の場を、より身近な地域に移していきたいと考えています。

今後も地域の生活課題の把握や今ある資源の把握と開発を継続し、生活支援コーディネーターを中心に、自治会をはじめ関係団体や地縁組織、ボランティアやNPO、企業等と協働し連携を進めながら住民主体による生活支援ができる地域の体制づくりを支援していきます。

災害ボランティアセンターについては、平時から地域の皆さんが顔の見える関係性を築き、災害時においてお互いに助け合いが出来る環境を構築出来るよう取組を進めるとともに、コロナ禍におけるセンターの運営がスムーズに出来るよう、訓練を繰り返し検証していきます。

また、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用が必要となります。権利擁護に係る相談体制の強化を図り、生活支援体制の強化を図ります。

令和4年度においても、福祉コミュニティの形成を図るため、自治会、地区社協、その他の関係団体等と協働し、住民主体による各地域の特性を重視した地域福祉活動を推進していきます。

2. 介護保険事業・障害者自立支援事業の取り組み

利用者が、安心して質の高いサービスを継続的に利用しながら居宅での自立した生活が送れるよう、適切で安定した事業運営を目指します。

ホームヘルプサービス（訪問介護）事業におきましては、利用者の要望を把握することに努めるとともに、種々の研修の受講を通じて職員のスキルアップを図り、利用者に寄り添う質の高い安定したサービスの提供を行

います。

老人デイサービス（通所介護）事業におきましては、介護度が中重度の方や認知症の方をケアできる体制を引き続き継続し、積極的に利用数増加を図ります。

介護支援（ケアプラン作成）事業におきましては、より質の高いケアマネジメントが実施できるよう、職員のスキルアップを図ります。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、関係機関と連携し、要支援認定者に対する支援を行います。

核家族化が進展するなか、複合的な課題を抱える事例に対し、社協の地域福祉事業をはじめ、他職種との連携・協働による総合的な支援を目指します。

3. 子育て家庭への支援体制の強化

子育て支援事業は、子育て家庭のみの課題ではなく社会全体の課題として取り組まなければならない現状があります。新型コロナウイルス感染症の流行により、当たり前だった日常が奪われ自粛生活を余儀なくされ、子育て家庭は、より孤独・孤立の子育てを強いられています。次代を担う子どもの未来づくりのためにも、子育て支援事業を充実させることは大変重要な課題です。そのためにも、子育て家庭が抱える育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てる環境づくりと、子育て家庭への支援を行うため、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

子育て支援センター事業では、妊娠期から子育て支援センターを知ってもらうことで子育ての不安を軽減し、子育てが始まってからも成長を喜び合える切れ目のない子育て支援を進めます。また、関係機関との連携や地域社会全体の子育てを大切に子育て支援に取り組みます。

子どものあそびば「かめまるランド」をはじめとする「あそびの森」は、親子で一緒に、心も体ものびのびと楽しむことのできる遊びの場として、より多くの皆様に利用していただける子育て家庭の居場所づくりを進めます。

コロナ禍の中で心のケアが重要となりました。利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな支援ができるように、相談・助言を行う専門員による利用者支援事業を引き続き実施していきます。

また、地域における相互援助活動ファミリー・サポート・センターは利用したいときにいち早く利用できる体制づくりにむけて会員の増強に取り組むを進めます。

亀岡市子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターは、今年度20周年を迎えます。この20年間培ってきた子育て支援センターの機能を活かし、時代のニーズを見極めながら、子育て家庭に寄り添いサステイナブル活動を意識した子育て支援事業の取り組みを進めます。

4. 地域包括支援センター事業

亀岡市においても少子高齢化が進行するなか、地域の高齢者が抱える課題について、交通問題や認知症、地域からの孤立や家庭内の問題など複雑化・複合化した課題について重層的に対応する必要があります。

地域にお住いの高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、介護保険や高齢者福祉関係のみならず、子ども、障がい者、生活困窮者支援機関等、多岐に渡る分野で横断的に連携し、途切れる事なく包括的な支援を行っていきます。

中部地域包括支援センターは、亀岡市社会福祉協議会が令和3年4月に受託し、今年度2年目を迎えますが、徐々に地域住民の皆様とより近いところで地域の課題等を共有することができるようになってきました。地域の高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して尊厳のある、その人らしい生活を継続することができることを目指します。

5. 自主財源の確保と経営基盤の強化

多様な福祉ニーズや地域課題に対応し、制度の狭間の問題や地域の課題に応える事業を展開していきます。

地域福祉の推進という法人の目的を達成するため会費及び寄付金などの自主財源の増収確保に繋がる創意工夫に努めます。また、京都府及び亀岡市からの事業を受託する中で、安定的な財源基盤づくりのための強い連携・協働に努めます。さらに、社会貢献活動を目指す企業との連携を図り、引き続き賛助会員の拡大に取り組みます。

6. 法人運営の基盤強化

平成31年に取得した「きょうと福祉人材育成認証制度」について、令和3年度に更新審査を受け、改めて認証事業所として認められたところです。職員の資質向上と人材育成の強化をより一層進めるために次のことに努めていきます。

- 職員一人一人の資質向上を目指した資格取得に対し支援します。
- 地域を支える専門職が協働できる場づくりとして、社協内の他職種連携強化を図ります。
- 正副会長会・理事会・評議員会において、事業の活動・方向性をわ

かりやすく示し、事業方針・内容を決定し、迅速・適切な業務の推進に努めます。

- 第3期かめおか域福祉活動計画の基本理念『互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり』を念頭に、役職員が共通理解のもと日々の業務・実践にあたります。
- より多くの関係機関の協働による包括的支援体制の推進を図るため、情報共有や連携の場としてのプラットフォームとしての役割を果たしていきます。
- 地域・住民・関係団体・行政等に社協の役割や活動の理解促進を目指し、読みやすい・見やすい・わかりやすいをモットーに積極的な広報活動の強化に努めます。

◎事業計画

※事業項目の下に財源を記載しています。

亀岡社協	社協会費等の自主財源や基金の運用益	赤い羽根	毎年10月～3月にかけて実施する「赤い羽根共同募金」の配分金
歳末募金	毎年12月に実施する「歳末たすけあい募金」配分金	利用料	参加者や利用者の負担金
補助委託	亀岡市や京都府社協からの委託金や補助金、助成金により実施する事業	介護保険	介護保険事業収入
障害福祉	障害福祉サービス等事業収入		

※地域福祉活動計画の各事業については、事業名の横に目標を記載しています。

人づくり	基本目標1・地域福祉の担い手を育む「人づくり」	絆づくり	基本目標2・共に支え合う地域の「絆づくり」
地域づくり	基本目標3・住民主体の地域福祉を推進する「地域づくり」	基盤づくり	基本目標4・社協活動への理解と参画を広げる「基盤づくり」

1. 地域福祉推進事業

絆づくり 地域づくり 人づくり 基盤づくり

亀岡社協 赤い羽根 補助委託 利用料

担当 (12.13.14) : 生活支援係
 担当 (1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11) : 地域福祉係

(1) 福祉・生活課題解消支援事業 【充実】

- ①地域ニーズに沿った講演会や研修会の開催
- ②社会参加の支援として、ひきこもり状態の方などが気軽に参加できる居場所の開催
- ③生活に困難を抱える方への直接的な支援として「ふくかめスマイルフードプロジェクト」の実施

(2) 社会的孤立防止対策事業

- ①地域における居場所やサロン活動の推進
 - ・ 訪問活動、ニーズ把握、運営相談、立ち上げ支援、研修会・交流会の開催、情報発信
- ②地区社協・自治会との連携
 - ・ 地域と共に考える場づくり
 - ・ 地区社協設立の推進、地区社協会長会の開催

(3) ひきこもりサポート事業

- ①ひきこもり相談の強化
 - ・ 継続した相談支援

- ・ 関係機関との支援ネットワークの構築
 - ・ チラシ、ホームページ、SNS等を活用した広報活動
- ②ひきこもり家族教室
- ・ 研修、情報提供、本人や家族の交流会の開催
 - ・ アンケートを基に参加者が望む家族教室の実施
- ③寄り添いサポーターの養成及び寄り添い活動
- ・ 対象者の社会的孤立状態の解消を目的とした訪問活動
 - ・ 支援技術の向上、情報交換を目的とした研修の開催
- ④居場所「秋桜（コスモス）」
- ・ ひきこもり状態にある方が日中を過ごすことのできる場の提供
 - ・ 自身のペースで過ごすことができる場を目指し、参加者の希望に合わせたプログラムの実施。
- (4) 地域福祉活動者支援事業
- ①地区社協や自治会等の地域福祉活動者対象の研修・講座の開催や企画
- ②福祉出前講座の実施
- ③レクレーショングッズ等の貸し出し
- (5) 生活支援体制整備事業 **【充実】**
- ①第1層協議体の事務局運営と機能強化
- ・ 生活支援体制整備推進協議会（第1層協議体会議）の開催
 - ・ 実務者会議の開催及び地域生活課題把握の取組み
- ②第1層生活支援コーディネーター（市社協）による資源開発、ニーズ把握、地域連携構築
- ③生活支援サービス創出のための啓発と担い手（住民や事業所・団体）の発掘
- ④第2層協議体（準備会）の事務局運営及び第2層生活支援コーディネーター（市社協）による2層圏域での地域活動、第2層生活支援コーディネーターの拡充にむけての活動
- ⑤関係機関・団体との連携強化と協議
- ⑥研修参加等による制度や情勢の把握により、事務局・生活支援コーディネーターの機能強化を図る
- ⑦住民主体のゆるやかな事業の担い手「ともいきさん」を広げる活動
- (6) ボランティア活動支援事業
- ①災害ボランティアセンターの運営と機能強化
- ・ 運営委員会の開催
 - ・ 行政や関係機関・団体との連携
 - ・ 体制充実のための研修会の開催、訓練の実施
 - ・ 災害ボランティアの募集、登録、コーディネーターの養成
- ②ボランティアセンターの役割の充実及び推進

- ・ 情報収集、活動相談やマッチング、講座の開催、広報紙の発行
- ・ ボランティア保険の一部助成
- ③ボランティアグループへの支援
 - ・ 助成金紹介、運営相談など
- ④集めて送るボランティアの推進
- (7) 福祉教育推進事業
 - ①通年福祉体験学習（福祉教育）の実施
 - ・ 福祉教育説明会の実施
 - ・ 講師派遣、教材の貸し出し
 - ②夏休み社会福祉体験学習(中高生対象)の実施
 - ・ 社会福祉施設等での体験学習
 - ・ 事前、事後学習を開催し、学習の深化
- (8) 亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業
 - ・ 要支援または要介護状態への進行を防止し、心身の健康保持・増進を図る
- (9) 亀岡市社協赤い羽根共同募金活用事業
 - ①「集める」
 - ・ 広報強化、関係機関との連携、イベント募金や寄付つき商品の販売
 - ②「決める」
 - ・ 共同募金委員会の開催
 - ・ 住民活動の実情、ニーズに沿った助成内容を共同募金委員会に提案し、地域活動が行いやすい共同募金の仕組みづくりに努める。
 - ③「伝える」
 - ・ 助成金の活用事業であることの周知、助成金の手引き作成
 - ④「活かす」
 - ・ 助成金の活用推進、募金の協力依頼
- (10) 各種団体への支援
 - ①亀岡市社会福祉施設協議会
 - ②亀岡市ボランティア連絡協議会
 - ③亀岡市障害児者を守る協議会
 - ④亀岡市老人クラブ連合会
 - ⑤亀岡市母子寡婦福祉会
- (11) 福祉サービス利用援助事業 **【充実】**
 - ①福祉サービス利用援助事業の充実
 - ②生活支援員の増員、体制の強化（養成講座等の開催）
 - ③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行った研修会の実施、関係機関とのネットワークの構築
 - ④成年後見（法人後見）の取り組みや必要性の検討

- (12) 資金貸付事業
 - ①生活福祉資金貸付による世帯支援
 - ②福祉金庫資金貸付による世帯支援
- (13) 暮らしのサポート事業
 - ・ 事業の充実と協力会員の募集・育成

2. 用品貸出事業

地域づくり

利用
料

担当：総務管理係

- (1) 介護用品(車イス、電動ベッド)、レクリエーショングッズ等の貸出し

3. 亀岡市共同募金委員会と連携した活動支援事業

基盤づくり

赤い
羽根

歳末
募金

補助
委託

担当：総務管理係

- (1) 赤い羽根共同募金運動への協力と取組み、募金の積極的な活用
- (2) 歳末たすけあい運動
 - ・ 募金の有効な活用
 - ・ 募金額増額への推進（募金箱設置等）
- (3) 赤い羽根共同募金
 - ・ 亀岡市共同募金委員会としての取組みの強化
 - ・ 自動販売機の設置推進

4. 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業

人づくり

地域づくり

介護
保険

補助
委託

担当（1.4）：ホームヘルプセンター
 担当（2.4）：デイサービスセンター
 担当（3.4.5）：老人介護支援センター

- (1) 老人居宅介護等（ホームヘルプサービス）事業（訪問介護）
- (2) 老人デイサービス事業（通所介護）
- (3) 老人介護支援事業（ケアプラン作成） **【充実】**
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・ 訪問型介護サービス
 - ・ 通所型介護サービス
- (5) 受託事業
 - ・ 介護認定調査事業
 - ・ 介護予防支援事業

5. 障害福祉サービス事業

障害
福祉

補助
委託

担当：ホームヘルプセンター

- (1) 障害者自立支援事業サービス（ホームヘルプサービス）事業
- (2) 受託事業
 - 地域生活支援事業
 - ・障害者ガイドヘルパー派遣事業
 - ・障害者日中一時支援・生活サポート事業

6. 子育て支援事業

絆づくり

地域づくり

基盤づくり

補助
委託

担当：子育て支援センター

- (1) ひろば事業・つどい事業の開催と情報提供事業の充実 **【充実】**
- (2) 出前ひろば事業による地域の福祉コミュニティの推進と世代を超えた交流活動への発展
- (3) 子育てサークル・サロン、サポーターのスキルアップとネットワークの充実
- (4) 専門員配置による利用者支援事業の実施（相談業務）
- (5) 子育て相談へのきめ細かな対応（子育て関係機関との連携強化）
- (6) チャイルドシート貸出事業の実施
- (7) 妊婦来館推進事業『～子育ての輪～』実施
- (8) 地域の子育て中の親子と地域子育て支援者の交流促進を目的とし、子育て支援センター内でボランティアの活動を実施
- (9) 20周年記念事業の実施 **【新規】**

7. ファミリー・サポート・センター事業

人づくり

補助
委託

担当：ファミリー・サポート・センター

- (1) 身近で支え合える関係づくりの推進
- (2) 会員相互の交流を図る行事の実施
- (3) 会員のフォローアップ等の研修や講習会の開催
- (4) 関係団体や地域を通じた積極的な広報活動による会員拡大と子育てボランティアの育成
- (5) 会員増強につなげる積極的な取り組み
- (6) 20周年記念事業の実施 **【新規】**

8. 地域包括支援センター事業【充実】

補助
委託

担当：地域包括支援センター

- (1) 総合相談支援業務
 - ①総合相談
 - ②地域包括支援ネットワーク構築
 - ③実態把握
- (2) 権利擁護業務
 - ①高齢者虐待の予防活動
 - ②高齢者虐待の早期発見、早期介入
 - ③人権侵害事象への対応
 - ④成年後見制度の利用促進
- (3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務
 - ①包括的・継続的ケアマネジメントの構築
 - ②個々の介護支援専門員へのサポート
- (4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
 - ①要支援者の重度化防止と自立支援
 - ②多様な社会資源の活用の支援

9. ふれあいプラザ指定管理事業

補助
委託

担当：総務管理係

- (1) 指定管理者制度に基づく、施設の適切な管理・運営
- (2) 施設の効果的な活用

10. 法人運営に係る事業

基盤づくり

亀岡
社協

担当：総務管理係

- (1) 法人の計画的かつ健全な運営・経営・基盤の強化
- (2) 正副会長会、理事会、評議員会、各部会・委員会の開催（部会の充実）
- (3) 地域や事業所に向けた積極的な賛助会員の募集
- (4) 社協会費・赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動募金の増強につなげる新たな取組み
- (5) 企業・関係団体等との協力体制の強化
- (6) 職員のより一層の資質向上と各部署間連携強化のための職員研修の実施
- (7) 計画的な組織体制の構築

- (8) 役職員の積極的な研修参加
- (9) 就労に支援を必要とする若者や障がい者・高齢者の採用による助成金制度の活用
- (10) 職員の安全・安心な職場環境づくりの一環として、毎月 1 回産業医出席のもと衛生委員会を開催
- (11) 新聞等マスメディアを通じたの広報の充実
- (12) 広報紙やホームページの内容充実及びバナー広告の募集並びにフェイスブックやLINE、インスタグラム等の活用による情報発信
- (13) 会議、研修、講座等のオンライン開催の推進